

平成 28 年 5 月 24 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380107

研究課題名(和文) 信託法理に由来する経営者の義務とエクイティ的救済に関する研究

研究課題名(英文) A Study of Transplantation/Transformation of Trust Duties and Remedies into Corporate Management

研究代表者

上田 純子 (Ueda, Junko)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40267894

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、英国およびオーストラリアにおける会社取締役等経営義務および責任を巡る理論の変遷を主として信託的構成に着目して遂行するものである。すでにこの分野には先行研究の蓄積があるが、両国において会社制定法上の義務および救済として明文化されて以降までフォローアップするものは未だほとんどない。

本研究では、英国およびオーストラリアにおける現地調査を通じて明らかとなったエクイティ上の義務および救済の発展過程について、時系列にまとめ、会社制定法上の導入家庭での議論を参照した。英国の状況については、一定程度成果をまとめ、公表することができ、さらに現在、最近の最高裁判例の影響等についても探りつつある。

研究成果の概要(英文)：This study aims to explore the duties and liability of corporate management who are in positions analogous to fiduciaries in trust relationships in the UK and Australia. There has already been an accumulation of scholarly work in this area, but the introduction and development, along with the provisions of the above duties and liability framework in corporate statutes, has not been fully explained.

Based on fieldwork conducted in the UK and Australia, the study focuses on the background and the development of Equitable duties and remedies and examines the legislative process of statutory duties and remedies. The UK section was partly published as a journal article in 2014, but the current study further develops the theme by taking into account the outcome of a recent UK Supreme Court case (in 2014), while the Australian section is currently being prepared as an academic paper.

研究分野：会社法・商法

キーワード：信託 エクイティ 取締役の義務 英国会社法 オーストラリア会社法 一般的義務 派生的義務 義務違反への救済

1. 研究開始当初の背景

申請者は、英国および英連邦諸国における会社法の展開について、法継受および爾後の改正過程を分析し、それら関連諸国の会社法間で親和と乖離をもたらす内生・外生要因を検討してきた。その過程で、コモン・ローおよびエクイティ法理をいち早く生み出し他の英連邦諸国に伝播させた英国がようやく幾多の議論を経て2006年会社法において、取締役の義務を詳細に定めるに至ったことを跡付けた。すでに英国会社法上の取締役の義務についてはわが国学界でも最近の状況までフォロー・アップした優れた先行研究を認めうるが、従前のコモン・ロー法理との関係はおろか、エクイティ上の義務との関係に関し詳らかにしたものは皆無のように思われる。申請者はこれまでの研究から得られた知見と経験とを活かし、とりわけ信託法理の形成過程に立ち返って2006年会社法において成文化された取締役の一般的・派生的義務との擦り合わせを行い、また、同会社法によって導入された派生訴訟の規定と相俟って近年提起されている取締役に対する責任追及訴訟事例等に綿密にあたることにより従来の判例法上の義務と制定法上の義務の裁判規範としての意義を探ることで学界へ貢献しうるのはないかと思いついた。

2. 研究の目的

株式会社においては、経営者は株主または株主総体として観念される会社の受任者として、株主または会社の利益を最大化すべく会社(法域によっては直接的に株主)に対する一般的ないし派生的義務を負っている。大衆資本の糾合により経営能力を十分もたなくなった株主から経営を委任された者が委任者に対し負う義務および義務違反に関する責任は、会社法のガバナンスを司る最重要論点のひとつであり、これまで数多くの優れた先行研究が生み出されてきた。本研究の切り口は、英国法およびオーストラリア法における会社取締役の義務のうち、とりわけ信託法理に根差す一般的ないし派生的義務に焦点を当て、それらを史的に考察し、それらが近年の両国においていかに成文化されたのか、また、それらが成文化後の裁判実務にいかに影響しているかを仔細に検討するとともに、わが国における会社利害関係者のエクイティ的救済の可能性と限界とを探るものである。

3. 研究の方法

本研究は文献研究であり、英国およびオーストラリアにおける現地調査を含めた情報収集および資料収集、および、それらの読解による知見およ

び分析の集積により成果をまとめ上げることによって、遂行される。

本研究は、次の3つの柱に沿って進められる。第一に、18世紀英国において、特許状付与ないし議会の個別法律制定手続を回避すべく急増した設立証書会社に関する原典資(史)料を渉猟し、信託法理による取締役等経営者の会社および会社利害関係者に対する一般的・包括的義務および派生的・個別的義務の生成過程を検証すること、第二に、英国における2006年会社法ならびにオーストラリアにおける1958年ヴィクトリア州会社法および1961年統一会社法典の立法過程を議会資料を通じて辿り、両国の会社法改正によって成文化された取締役の義務が従来の判例法理をいかに取り込んで導入されたのかを探ること、および、第三に、英国における2006年会社法およびオーストラリアにおける1958年ヴィクトリア州会社法・1961年統一会社法典施行以後、取締役の義務規定を巡って生じた裁判例を検討し、従来の判例法理が成文規定の解釈にどの程度影響を及ぼしているのかを検討すること、である。

4. 研究成果

(1) 基礎概念の整理

十字軍遠征に伴う不在兵士の土地の収益を確保とその帰還時の土地の復帰、財産所有権を認められない清貧の誓いをたてる修道士を受益者とする土地保有の新たな枠組み、ムスリム文化の受容などにより不動産信託として中世期に誕生したユース(use)は、教会における死手禁止の回避、聖職者の財の保護、封譲受人団体による永続的共同所有形態の創設、封譲受人への処分裁量権の付与、封土継承に係る国王の貢献権・徴税権等の回避、の目的で利用されたとされる。ユースの出現による税収の激減に対抗すべく、国王はユースを規制し、コモン・ロー裁判所の管轄下に置くものの、規制対象とならない例外が発展し、たとえば、二重ユース(use upon use)がトラストと呼ばれるようになった。近代的トラストの活用の拡大に伴い、利害関係者間の調整は衡平法裁判所のもとで図られるようになる。

(2) 事業組織での活用

近代的株式会社の起源については、オランダ東インド会社であれ、イギリス東インド会社であれ、大航海時代の需要に応じて現れるに至ったことは疑いない。17世紀ころの制規会社(regulated companies)に永続性をもたせた株式会社は、国王等の特許状によってのみ設立されえたため、国王等への寄附の見返りに利権を付与された商人たち

によって独占的に設立されることとなり、新規参入は法人格のない設立証書会社形態をとってなされるようになる。当該組織は、組織の基礎を信託に置いており、業務執行者・対外的代表者以外に受託者(trustees)を置く例がかなり見られたという。

もっとも、上記設立証書会社と、他の法人格をもたない団体、すなわち、パートナーシップおよび信託との関係ないしは成り立ちについての理解は、諸説ある。たとえば、Cooke は、設立証書会社における信託およびパートナーシップとの密接な関連性を指摘しつつ、そのすべての団体が衡平法裁判所によって発展させられたとするが、Cottrell、Dubois、Flannigan のように、パートナーシップをコモン・ロー上の組織として他の2つと峻別するものもある。いずれの所掌であれ、設立証書会社については、パートナーシップの限界を克服すべく、法人たる会社に認められる便益をそうでない団体にも受益させる目的で信託に依拠して生成されてきたものと理解するのが穏当のように思われる。

なお、一般的な会社事業ではないものの、公道・水路等の整備の目的のため英国において18世紀初頭から、議会の個別法律によって信託が形成されたことも注記される。

(3) 設立証書会社の構造・運営

財産および責任の帰属

設立証書会社の実態が信託であれば、構成員から拠出された財産は信託財産を構成し、その所有権は受託者に帰属するはずである。設立証書会社は、単に個別の人格の集合体であり、設立証書会社の財産と trustee の個人財産とは区別されず、よって会社の責任は trustee 個人に無限に及び、また、運用益または運用損は受益者たる構成員(trustor)に帰属した。信託財産の損失に関する trustee の受益者に対する責任は、受益者が trustee に白紙委任する旨の設立証書条項により、また、衡平法裁判所における trustee の故意要件の追加による責任の判断により、のちには軽減されるようになった。

第三者との関係においては、コモン・ロー裁判所において、売買契約締結過程における不実表示、契約不履行、不法行為、為替手形上の権利行使等の際の trustee の第三者に対する責任が認められ、概して軽減されることはなかったといえる。

18世紀中には、設立証書会社においてプロ trustee が選任されるようになり、trustee への委任条項により、trustee の裁量権が拡大した。反射的に、受益者の trustee への監視権が奪われ、いわゆるエージェンシー・コストが生み出されるに

至る。

意思決定

永續性の要請に応えうる必要最小限の人数の trustee が血縁に頼って選任されていたところ、会社事業に資する組織形態として設立証書会社が利用されるようになると、事業内容によっては trustee の選任人数も多数にのぼるものが見られるようになった。伝統的な土地信託の法理が企業実務に適合しなくなった18世紀以降徐々に変容し、教会や慈善事業について既存のエクイティ法理を適用して多数決による意思決定が認められるようになったのを皮切りに、設立証書会社にも多数決原理が適用されるようになった。

trustee の選任権限

もともと、家父が子のために選任する trustee はジェントルマン精神に則って任用され、無報酬であったが、のちに信託の主たる利用形態となった、trustee と受益者との間に潜在的利益相反が生じる可能性のある企業組織では、trustee 間の投票による後任 trustee の選任ではなく、退任予定の trustee を除く他の trustee に選任権限を付託するという慣行が生まれるに至った。また、前述の通り trustee はプロ化していたことから、報酬を得ていた。

計算関係

パートナーシップのアカウント(計算)を巡る救済は、原始的な形であれ、土地管理人・地主間(bailiff-lord relationship)の訴訟としてコモン・ローの創成期であった1200年ころすでに見られたといわれている。そして、13世紀の間に代理関係やパートナーシップのような他の人的関係にも認められるようになっていった。そのため、事業に関するアカウントを巡る紛争も多数コモン・ロー裁判所に係属するようになった。コモン・ロー裁判所は、アカウントを巡る事実認定および法解釈の2つの側面で忙殺され、専門的知識を要する場合には職権で監査人(auditors)を選任して事案の審理に当たらせたが、法的知識を持たない監査人が関与できる範囲は限られており、結局事案は裁判官と監査人との間を行きつ戻りつし、徒労と時間の浪費に終わることが多かったため、17世紀までにコモン・ロー上のアカウント訴訟は廃れていき、代わりに衡平法裁判所で審理されるようになった。

18世紀後半から19世紀前半にかけて、コモン・ロー裁判所で扱えない事件の多くが衡平法裁判所に係属したため、衡平法裁判所はトラスト・アカウントに限らず、差止め、特定履行、後見、破産ないし詐欺にまで管轄権を広げることとなった。18世紀までには、申立ての受理、聴聞、審

理、ないし判決までの一連の手続はある程度までは整備されていたものの、およそあらゆる法規範を適用しての判断をわずかに1名の裁判官で遂行するにはあまりにも事件が多すぎた。また、衡平法裁判所の事務職員は固定給与制ではなく、訴訟当事者が納める費用の金額に応じて手当を得ていたため、訴訟費用は高めに設定されていた。

次第に、衡平法裁判所は、パートナーシップや設立証書会社の業務執行を巡る紛争を扱わなくなった。法人格のない設立証書会社は、パートナーシップおよびトラストの両者の救済を享受する立場にあったが、コモン・ロー裁判所では厳格な形式主義からしばしば訴訟を却下され、他方、衡平法裁判所では著しい手続の遅延と出費の不利益を蒙り、コモン・ロー裁判所によりほぼ必要な救済を受けえた法人たる会社に比べると、いずれにせよ、当該組織形態を敢えて選択する実利は乏しかった。

(4) 概念ないし法的基準の生成・発展・変容

用語の変容 confidence から trust、そして fiduciary へ

もともと、trust という語は、confidence という語と互換的に用いられていた。しかし、18世紀ころには confidence という語は使用されなくなり、厳密な意味での trust という語に置き換えられるようになったものの、信託当事者でない者について引き続き trust という語、さらにいえば信託法理を適用できるかについてはなお混乱が生じていた。19世紀に入ると信託類似の関係についても「準トラスト(quasi-trust)」とか「特定の目的については」等の修飾語付きで trust という語を充てることが多くなった。そのなかで、かつて confidence ないし広義の trust という抽象的な概念で捉えられていた、信託ではないが当事者の関係が信託に類似するものについて fiduciary という用語が定着するに至る。

信託構成による救済法理の確立 - Keech v. Sandford -

18世紀前半に財務府裁判所(Exchequer)において判示された Keech v. Sandford によって、受託者の受益者および第三者に対する責任法理は硬化する。本判決は、擬制信託構成により受益者の救済を図ったものであるが、今日においても引用されるリーディング・ケースである。

本判決は、第一に、賃貸借のような制限のない部分的財産権についても fiduciary 関係が認められ、fiduciary が賃借権の更新ないし追加の義務を負わず、他方、受益者も要求していないにもかかわらず、fiduciary によって更新ないし追加された権利は更新ないし追加前の信託財産に付随した

ものとみなされること、および、受託者の忠実義務のひとつとして自己利得禁止義務および利益相反回避義務が厳密に指定制であることを確立し、会社取締役の利益相反回避義務の思考にも影響を与えた。第二に、信託義務違反によって取得された利益はただちに、かつ、自動的に信託財産となり、fiduciary は擬制信託の受託者に変容することを明示して、擬制信託法理の発展へも寄与した。

trustee としての会社取締役

Keech v. Sandford 判決に遅れること16年、Charitable Corporation v. Sutton は、公益法人の理事(committee-men)に breaches of trust の成立を認めたと、設立証書会社の取締役にも類似の構成が適用されるようになったのはその100年後のことである。

会社の取締役について、法人格のない設立証書会社時代はともかく、法人格を得たジョイント・ストック・カンパニーやその後の株式会社の取締役でさえ、trustee と呼ばれるのは trust が具体的行為原則および救済法理として確立していく過程での混乱の産物であろう。設立証書会社において、取締役が当然に設立証書によって資本金および事業用資産の trustee とされるわけではなく、むしろ取締役と trustee とは截然と区別され、設立証書はむしろ両者に関する別個の規定を置くのが通例であった。取締役とは別に trustee がいたにもかかわらず、取締役がなお trustee と呼ばれるのは、fiduciary という語によって trust 類似の当事者関係が捕捉されるまで他に適切な用語がなかったために過ぎず、取締役の就任の受諾に安易に trust の関係を認め、breaches of trust の根拠としてきた裁判実務の影響を現在も引きずるものとみることでもできよう。

fiduciary としての会社取締役

fiduciary 関係についてトラストに関し認められてきた救済のすべてが適用されるわけではないことに注意しなければならない。やや古い研究ではあるが、Sealy は、過去の裁判例を分析し、エクイティ法理が適用されうる fiduciary 関係の類型化を試みる。第一類型は、法律関係に関わらず他人の財産を支配する者、または、特定の目的(当該目的が達成される見込みがなくともかまわない)のために他人の財産を受領する者(当該他人の債務者として受領する場合を除く)である。第一類型には、受託財産の分別管理および信託財産上の自己利益の追求の禁止が厳格に課される。第二類型は、fiduciary が他人に対し委任または請負等の約束等をする場合であり、必ずしも財産の移転を伴わないものである。第二類型には、厳格な行為規制が課され、誠実・勤勉義務などがそこか

ら導き出される。fiduciary が誠実・勤勉に任務を遂行しない場合には、受益者は当該 fiduciary の締結した契約に拘束されず、また、fiduciary の自己利得について正当性の抗弁は許されず、受益者に移転されることになる。第三類型は、前示の Keech v. Sandford 判決を念頭に置いたものであるが、賃借権のような制限的・部分的財産権を更新等により継続受託する場合である。最後に、第四類型は、受益者に対し fiduciary の「不当な影響(undue influence)」が存在する関係である。

会社の取締役は、Sealy 自身によって第一類型および第二類型の fiduciary に分類され、受益者たる会社との間で fiduciary 関係にあることは疑いない。状況によっては第四類型の fiduciary 関係も認められるかもしれない。

現在は会社法上に取締役が会社に対して負うべき一般的義務が定められており、信認義務 (fiduciary duties) 違反の判断基準は条文解釈を通じて発展していくこととなる。

<引用文献>

- ・ T.S. Ashton, *An Economic History of England: The 18th Century* (Methuen, 1955)
- ・ J.L. Barton, 'Medieval Use', (1965) 81 *Law Quarterly Review*
- ・ R. Chesterman, 'Family Settlement on Trusts: Landowners and the Rising Bourgeoisie', in G.R.R. Rubin and D. Sugerman (eds.), *Law, Economy and Society, 1750-1914: Essays in the History of English Law* (Professional Books, 1984)
- ・ M. Conaglen, *Fiduciary Loyalty: Protecting the Due Performance of Non-Fiduciary Duties* (Hart Publishing, 2011)
- ・ M. Conaglen, 'Interaction between Statutory and General Law Duties Concerning Company Director Conflicts', (2013) 31 *The Corporate and Securities Law Journal*
- ・ C.A. Cooke, *Corporation, Trust and Company* (Manchester University Press, 1950)
- ・ P.L. Cottrell, *Industrial Finance 1830-1914: The Finance and Organization of English Manufacturing Industry* (Methuen, 1980)
- ・ M.J. Daunton, *Progress and Poverty: An Economic and Social History of Britain 1700-1850* (Oxford University Press, 1995)
- ・ P. Davis, *Corporations: Their Origin and Development* (G.P. Putnam's Sons, 1905), vol. I and vol. II
- ・ P.M. Deane, *The First Industrial Revolution*

(Cambridge University Press, 1979)

- ・ A.B. DuBois, *English Business Company after the Bubble Act, 1720-1800* (Oxford University Press, 1938)
- ・ J.S. Getzler, 'Duty of Care', in P. Birks and A. Pinto (eds.), *Breach of Trust* (Hart Publishing, 2002)
- ・ R. Flannigan, 'Shareholder Fiduciary Accountability', [2014] *Journal of Business Law*
- ・ R. Harris, *Industrializing English Law: Entrepreneurship and Business Organizations, 1720-1844* (Cambridge University Press, 2000)
- ・ A.D. Hicks, 'The Remedial Principle of Keech v. Sandford Reconsidered', (2010) 69 *The Cambridge Law Journal*
- ・ H. Horwitz and P. Polden, 'Continuity or Change in the Court of Chancery in the Seventeenth and Eighteenth Centuries', (1996) 35 *Journal of British Studies*
- ・ A. Hudson, *Equity and Trusts* (Routledge, 7th edition, 2013)
- ・ F.W. Maitland, 'The Origin of Uses', reprinted in H.A.L. Fisher, *The Collected Papers of Frederic William Maitland* (Cambridge University Press, 1911), vol. II
- ・ F. W. Maitland, 'The Unincorporate Body', in *ibid.*, vol. III, in H.D. Hazeltine, G. Lapsley and P.H. Winfield (eds.), *F.W. Maitland: Selected Essays* (Cambridge University Press, 1936), and in D. Runciman and M. Ryan (eds.), *F. W. Maitland: State, Trust and Corporation* (Cambridge University Press, 2003),
- ・ F.W. Maitland, 'Trust and Corporation', reprinted in Fisher, *ibid.*, in Hazeltine, et al., *ibid.*, and in Runciman, et al., *ibid.*
- ・ A.H. Manchester, *A Modern Legal History of England and Wales 1750-1950* (Butterworths, 1980)
- ・ L.S. Sealy, 'Fiduciary Relationships', [1962] *The Cambridge Law Journal*
- ・ L.S. Sealy, 'The Director As Trustee', [1967] *The Cambridge Law Journal*
- ・ L.S. Sealy, 'Fiduciary Obligations, Forty Years On', (1995) 9 *Journal of Contract Law*
- ・ F.C. Spooner, *Risks at Sea: Amsterdam Insurance and Maritime Europe, 1766-1780* (Cambridge University Press, 1983)
- ・ S. Worthington, 'Fiduciary Duties and Proprietary Remedies: Addressing the Failure of Equitable Remedies', [2013] *The Cambridge*

Law Journal

- ・姜 雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』信山社(2014年)
- ・木内 清章『商事信託の組織と法理』信山社(2014年)
- ・坂本 達也『影の取締役の基礎的考察』多賀出版(2009年)
- ・島田 真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」慶應法学7号(2007年)
- ・島田 真琴『イギリス取引法入門』慶應義塾大学出版会(2014年)
- ・中村 信男「イギリス 2006 年会社法における影の取締役規制の進展と日本法への示唆」比較法学42巻(2008年)
- ・中村 信男「事実上の主宰者の責任と影の取締役(上)(下)」商事法研究65号(2008年)66号(2009年)
- ・中村 信男「親子会社と影の取締役・事実上の主宰者の責任」日本大学法科大学院法務研究7号(2011年)
- ・森泉 章『F.W.メイトランド/信託と法人』日本評論社(1988年)

5. 主な発表論文等(本研究課題に関連するもののみ)
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

Junko Ueda, Directors' Duties and Liability in Corporate Groups: A Japanese Perspective, European Business Law Review, 査読有、Vol. 27, Issue 2, 2016, pp.223-241

上田 純子、わが国上場企業のガバナンスに果たす外国人投資家の役割、法政研究、査読無、第82巻第2・3合併号、2015年、275~305頁

上田 純子、Trusteeship - 系譜と素描、法政研究、査読無、第81巻第3号、2014、173~202頁

〔学会発表〕(計 3 件)

上田 純子、わが国上場企業のガバナンスに果たす外国人投資家の役割、九州法学会、2015年6月30日、於長崎大学(長崎県長崎市)

Junko Ueda, Directors' Duties and Liability in Corporate Groups: A Japanese Perspective, ロンドン大学高等法学研究所公開セミナー、2015年6月15日、於ロンドン市(連合王国)

上田 純子、信認義務に関する一考察、九州大学産業法研究会、2013年9月21日、於西南学院大学(福岡県福岡市)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上田 純子(UEDA, Junko)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号: 40267894

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号:

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号: